

【イギリス】 2012 年度予算

海外立法情報調査室・河島 太郎

* 2010 年の総選挙で成立した保守・自民連立政権の予算は財政赤字の削減を基調としているが、今回公表された 2012 年度予算は、それに加えて、仕事に見合った所得を保障し、経済成長を促進することを目的として、大幅な税制改革を行うことを柱としている。

2012 年度予算の基本方針等

2012 年 3 月 21 日、ジョージ・オズボーン財務相は 2012 年度予算を公表した(注 1)。この予算は、①経済の安定、②税制改革及び③経済成長を促進する改革を 3 本柱とする。特に②は、税制の公平化、効率化及び簡素化を図りつつ、児童手当の改革等に及ぶ広範な改革である。以下②を中心として、2012 年度予算の概要を紹介する。なお、予算の内容は、今後半年ほどの間に、下院の議決が優越する金銭法案(税関係の財政法案、国庫金支出法案等)数本に分けて盛り込まれ、順次実現が図られることになる。

経済の安定

財政の持続可能な軌道への確実な復帰を図る政府の財政戦略に沿って、今回の予算は、財政収支に対して影響を与えないようにしつつ、福祉と公共サービスを改革して借入金を 110 億ポンド削減し、もって財政再建の実現を進捗させようとするものである。なお、社会の高齢化に伴う長期的な財政課題に取り組み、将来的な年金支給年齢の着実な引上げを図る政府方針が掲げられている。

税制改革

政府は、公平で経済成長を促進する持続可能な税制の確立を目指して、基礎控除(personal allowance)の増額や児童手当の改革に及ぶ広範な改革項目を掲げている。

・**所得税の基礎控除の増額** 政府は、中低所得層の支援策として所得 1 万ポンドに達するまで所得税を非課税とする方針を示しており、2011 年現在の所得税の基礎控除の額 7,475 ポンドを 2012 年度から 8,105 ポンドに引き上げることとしている。成長促進策も兼ねて、2013 年 4 月には更に 1,100 ポンドの引上げを行い、9,205 ポンドとする。これは過去 30 年間で名目、実質ともに最高の引上額になるという。

・**児童手当の改革** 従来、イギリスの児童手当は、親の所得の多寡を問わず毎週第 1 子には 20.3 ポンド、第 2 子以降には 13.4 ポンドを支給する制度であった(注 2)。しかし、2013 年 1 月 7 日から、両親の所得のうち高い額が 5 万ポンドを超える場合には、その超える額が 100 ポンドを増すごとに児童手当の 1%相当額ずつ課税を行う。当該所得が 6 万ポンドを超える場合には、課税額は、児童手当の 100%相当額となる(注 3)。

・**法人税率の引下げ** 従来、外国との競争力が最も高い税制を目指して法人税の基本税

率の段階的な引下げを実施してきた。2012年4月に税率26%を1%引き下げる予定を変更し、更に1%引き下げ24%とする。2014年4月には税率22%となる予定である。

・**所得税率の引下げ** 競争力の強化、起業活動の奨励及び経済成長の促進を目的として、2013年4月から所得税の最高税率50%をG20のうち日本・ドイツ・フランス・オーストラリア・カナダ・イタリアの各国より低く中国並みの45%とする。

・**所得控除の限度額の設定** 高額所得者の寄附等による所得控除の濫用を抑えて公平な課税を実現するため、2013年に所得控除の改革を行う。従来限度額のなかった所得控除に限度額を設け、5万ポンド又は所得の25%のいずれか多い額とする予定である。

・**付加価値税の是正** イギリスの付加価値税は品目により税率が異なり、酷似した物品等に税率の差が生じることもある。付加価値税制の抜け穴を塞ぐ租税回避対策と法令遵守の励行を目的として、現行の変則的な付加価値税制を是正する。

・**高額資産課税** イギリスには、契約書等の有無を問わず土地等不動産の取引に課する印紙土地税がある（注4）。居住用資産の取引に課する印紙土地税の最高税率は、従来50万ポンド超の資産に対する4%であったが、高額資産課税として200万ポンド超の資産の区分を新設して7%とする。なお、法人等がこれを購入する場合には15%とする。

・**遡及的な租税回避対策** 印紙土地税、法人税、相続税及び所得税の回避スキームを撲滅して税収の確保を図る法改正をし、必要に応じ予算公表当日等に遡及して適用する。

経済成長を促進する改革

全国道路戦略の策定及び道路網整備の効率性を高めて民間投資の活用を図る新たな所有・資金調達モデルの開拓並びにガス火力発電用のガス生産戦略の策定等を行う。

歳入歳出額

歳出は、億ポンド単位で、社会保障2070、医療1300、教育910、政府利払費460、国防390、対人社会サービス330、その他1370、計6830（前年度比3.8%減）となる。

歳入は、億ポンド単位で、所得税1550、国民保険料1060、付加価値税1020、個別間接税480、法人税450、その他1360、計5920（前年度比0.5%増）の見込みである。

注（インターネット情報は2012年4月25日現在である。）

(1) *Budget 2012*. London: The Stationery Office, 2012.

<http://cdn.hm-treasury.gov.uk/budget2012_complete.pdf>

(2) 別に、子どものいる中低所得世帯の支援策として給付つき税額控除である児童税額控除があり、世帯収入に応じて支給する補助金として機能している。野辺英俊「子育て世帯に対する手当と税制上の措置」『調査と情報』704号, 2011.3, pp.5-6. <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3050433>>

(3) *Overview of Tax Legislation and Rates*. HM Revenue & Customs and HM Treasury, 21, Mar. 2012, pp.3, A23-A25. <<http://www.hmrc.gov.uk/budget2012/ootlar-main.pdf>>

(4) 池田美保「英国の税務行政と税制の概要」『税大ジャーナル』17号, 2011.10, pp.211-212.

<<http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/backnumber/journal/17/pdf/08.pdf>>